

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和3年7月29日（木）午後0時59分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員 長	平原 志保 君	副 委員 長	鈴木 てるみ 君
委員	山田 龍治 君	委員	仮屋 国治 君
委員	新橋 実 君	委員	植山 利博 君
委員	下深迫 孝二 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

なし

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

鹿児島県教職員組合 霧島地域協議会 議長 片野坂 重浩 様

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫 由貴 君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

陳情第 1号：ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る
意見書採択の陳情について

陳情第 2号：義務教育費国庫負担制度負担率の堅持をはかるための、2022年度政府予算に係る
意見書採択の陳情について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午後 0時59分」

○委員長（平原志保君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、継続審査となっておりました陳情2件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき進めてまいります。審査の前にですね、訂正が入っておりますのでお伝えいたします。7月28日の所管事務調査の砂田次長の発言において、砂田次長に確認したところ訂正がありましたので、ここで御連絡いたします。65歳以上の接種状況について、集団接種と個別接種の比率を、集団接種8,712人、15.3%、個別接種、5万6,880人とありましたが、集団接種8,712人、これは変わってないです。15.3%。集団接種と個別接種合わせて5万6,880人の誤りでしたので、数字は一緒です。訂正をお願いします。引いた数を言っていたければ親切だったんですけど、合わせた数というふうになっていましたのでお願いいたします。なお、昨日、議員と語ろかいでもこの数字を

相手様にお伝えしているんですけども、議会事務局のほうを通して、訂正のほうは原口先生のほうにお伝えしておきますのでよろしく願いいたします。それでは審査に入ります。

△ 陳情第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

△ 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の堅持をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長（平原志保君）

まず、陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について及び、陳情第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の堅持をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、一括して審査に入ります。本日は、陳情者である鹿児島県教職員組合霧島地域協議会議長片野坂重浩様が出席されております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から陳情内容、趣旨、経緯などについて簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから起立して御発言ください。マイクは青いボタンを押しますとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から陳情内容の説明をお願いします。

○陳情者（片野坂重浩君）

それでは、お忙しい中、再度またこの場を設けてくださって本当にありがとうございます。よろしく願いします。陳情書、二つありますけれどもまとめたの説明でよろしいでしょうか。〔「はい」という声あり〕。それでは資料を準備しましたので、その資料について説明します。すいません、1枚物を今日届けました。それとあともう1冊、冊子になっているものがあります。特に今日のこの資料についてはですね、前回、学校現場、業務改善という、教員の時間外勤務とか、そういう多忙化の状況のことについてと、あともう一つは、少人数学級をした場合のどのような効果があったかとかいうようなことについて質問いただいたんですけど、私のほうがしっかり説明が出来ないところでした。その点について、あと、宮内委員のほうからは、過去の資料もちょっと出していただいて、それもまた文科省の資料等を使って今いますので、それで説明したいと思います。学校のほうですね、1枚物にあるとおり、これ鹿児島県ですけど、これ各県の状況が文科省に載っています。令和元年12月の働き方改革のための取組状況ということで、全国のものもあるんですけど、鹿児島県のところの1枚だけ持ってきたところなんですけれど、こういうふうにして、学校の働き方改革ということ併せてもう一つ、今年ですね、3月に南日本新聞にも掲載されていたんですけど、変形労働時間を学校現場にも導入するということがぱっと載っていて、うちの学校の教頭もすぐ新聞記事を見て、えーって、実際どういうふうにするんだろうと。その題目だけでは全然わからないので、どういうふうにするんだろうという声が真っ先に上がったぐらい。現場の教員にしたらなおさらのことだと思うんですけど、ただそれに向けては制度改革をしっかりしないといけないということもあ

りますので、制度が出来ても、申告をしっかりとしなかったりとか、仮のほうでしたりとかするとかおかしきことになりますので、そういうところも網羅して、これをしっかりと制度を導入しないといけないというふうになっています。そういうような状況もあります。その辺のところも含めて話をしたいと思います。裏をお願いします。この時点で、在校等時間等の把握方法ということで、これ鹿児島県のやつなので、そこに書いてあるとおり、①のところがですね、ICカード、タイムカード、パソコン等による客観的な方法で、やはりその在校時間というのをはっきりデータをとらないといけないということが法にも書いてあります。先ほどの、変形労働時間についても2段階にすることになってますが、それにもそういうふうに書いてあるんですけど、そこに実は霧島市は入っておりません。霧島市は③のところになっています。庶務事務システムということで、ミライムという霧島市独自の独自というか、業者のものが各県、各市町村入れてるところが幾つかあるんですけど、それに、パソコンのスイッチを入れたら、それが出勤時間だよと、それで切った時が終わった時間だよと。でもそれは必ず入れるとは限りませんから、修正はできるんです。私もほとんど修正している状況ですけど、気がついたら入れっ放しだというのもあったりして、それが霧島市の場合は③になります。その庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握するという。こういう対応をしています。ただ、国としては、客観的な方法でということですので①を勧めているんですけど、この資料を見ると本県では48.2%。霧島市の場合は、③ですね35.3%。上のほうへちょっと手書きであるんですけど、全国が実は48.2%、38.6%が本県のICとかそういうところですね、本市は③ですので35.3%ということで、これ2020年のデータも見つけました。それも一緒に添えればよかったですけど、全国のほうは72.0%になっています。増えています。本県のほうも、これちょっとグラフがあってグラフを私がちょっと何cm何cmということで、目印で私算と書いてありますけど、そこ私の責任で計算したら48.5%ぐらい鹿児島も増えています。全国はさらに72%と増えていますけれど、霧島市はまだ③の状況です。そういうふうにしてただ、一応、そういうようなシステムで全員の分を把握するというので、各学校、管理職のほうは毎月これを集めて、そして平均値を出したりとかして、市教委のほうにも報告はされていると思います。そういうようなので勤務時間の把握をしているということ。それで、冊子のほうに入ります。冊子のほうの1枚をお開けください。2枚目の③のところ。はい、冊子です。横に開くやつです。令和2年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査ということ。結果概要ということで、この結果概要のもとに各県のもあったりするんですけど、1枚あけて③のところになります。先ほどお話しした、時間外勤務ということの経年比較ということで、ただこれは、令和2年12月に発表して、7月段階だったと思います。それで、令和2年、昨年度、一昨年そして、平成30年というふうな3か年分がありますが、これはコロナの関係があって、同じ条件では全部比べることはちょっと出来ないと思いますので、そのような状況を網羅して、一応、時間外勤務の月、先ほどの労働法規のところで、月45時間以下にすると。月、超過勤務をですね、月45時間以下にする。年間350時間にするということがうたってあるんですけど、そういうので見ると、そこに書いてあるとおり、4月、5月は前年度より3から40%増えていますよと。1番下の白い影のところだと思います。令和2年になったらやはりちょっと増えています。4月5月は。6月はちょっと増えています。

一方で、学校再開が本格化した7月からは、夏季の休業等もあり短縮してますよという、これは小学校です。裏のほうに中学校があります。中学校もほぼ同じ状況だということが次のページにも書いてありますので、ただ先ほど申し上げましたとおり、ちょっとコロナの関係がありますので、これをもうそのまま比べるのは非常に難しい状況ですが、一応、文科省のほうも、本県のほうもこういうふうにして働き方の状況を見ているということの参考にしてもらえればと思います。そういう中で、じゃあ働いてる中身はどうかということで、3枚目の裏ですね。

③、ページ数で6という数字が入ってないのではないですか。すいません。表があるやつです。

③各取組の実施率、それを実現するために文科省としてこういうことを挙げていますよと。先ほど言った、変形労働時間等に向けての、具体的にどういうところを取り組んでみたらどうかということで、実施率をいろいろ調べています。全部挙げるとあれですので、例えば③中学校においては部活動があります。部活動についてはまた後で鹿児島県の規程とか、文科省の規程等は説明しますので。やはり部活動のところも時間外勤務になってしまいますので、平日もそうですし、土曜日曜もそうです。ただそれにつけても、私なんかでもでしたけど、1日練習とか言っていましたけれど、その1日練習が本当に効果があるんだろうかということで、スポーツの専門家のほうからも、情報が出てきたりしています。あと、⑥です。ICTを活用して、業務の削減と。それは先ほど言ったミライムとか、あとは校務支援ソフトというのもあったりしますので、そういうので、今通知表なんかも手書きでなくて、パソコン入力したやつをそのまま通知表に落とすとか、それに、出席の状況なんか欠席の状況なんかも日頃しっかり入れてますので、それがそのまま落とされるということで、1学期末でもうちの職員の中でも、もう本当、昔に比べてそういうのはすごく時間が助かるよねという言葉が出てます。そういうのを活用、あと⑧ですね。学校給食費の公会計化ということで、これも霧島市のほうもうたってはいますけど、またこれいろんな段階踏まないといけませんので、今後また、議会のほうにもいろいろ説明があると思いますが、そういうところも知っておいていただきたいと思います。9番、学校閉庁日ということで、13日、14日、15日、今度は14日、15日が土曜日曜ですので、この期間は一応学校閉庁日というのを設けております。あとまた、その前後にリフレッシュウィークという感じで、なるべくその期間には行事を組まないというのも組んでいたり、そういうところで学校の開放もしないとかいうようなことにしています。あと⑩番ですね。留守番電話の設置やメールによる対応という学校のことも、全国の中では進んでおります。霧島の場合はまだなんですけど、今後そういうのも、議会のほうの予算等で上がってくるかもしれません。あと、⑫番はストレスチェックのほう、これは実施しております。そういうようなところを、今後また、さっき言った部活動の今後の変化、そして給食費のこととか、さっき言った留守番電話とか、そういうようなところが今後、予算を伴ったり、人的措置も伴ったりしますので、そういうのが出てくるのが今後の流れになるかと思っておりますので、知っておいていただきたいと思います。次、7ページです。勤務時間の状況を調べていたら、この資料がありましたので、ベネッセ教育総合研究所、右上に書いてあります、これの2016年のデータです。新しいのは来ていません。ちょっと見つかりませんでした。これは98年から、02年、07年、10年、16年と5年前になりますけれど、この業務改善が言われる前までの状況ですね。小学校、中学校とも学校にいる時間が増えているという状況が出ております。ただ、先ほど言ったとおり、業務改善のい

ろんな取組もしてますので、それで、最近は少しずつ減ってきてるところもありますけれど、それ以前はこういうふうにして、小中高とも、10分少々ですけど毎回増えている状況でした。そういう状況が、次のところになります。8ページです。例えば土日の出勤はほとんど毎週というのが中学校で4分の3あったということです。私のことと言えば、去年と今年でちょっと土曜日の学校に行くのが、かなり減っております。なぜかという、去年、学年の係をしていましたので、自分の仕事は出来ずに土曜日に行ってほとんどするということでした。平日はもう学年のほかの人のこととか、段取りとか、それで自分のものを土曜日にする状況で、ただ部活動は持ってたのが化学部だったので、土曜日曜はないので、その点もよかったんですけど、もう運動系の部と一緒にしたら、到底出来ない状況でしたけど、そういうような状況があったということです。9ページですね、そういう状況でいうと、教材準備の時間とかそういうのがやはりカットされてしまうということにもなると思います。部活動の指導についてです。11ページを開けてください。⑩です。運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインということで、これスポーツ庁が出しております。裏にあります。2020年9月、昨年9月ですね、実は学校の働き方改革の中で部活動がさっきも言いますとおり、ちょっと大きな中学校ではウエイトを占めてますので、その点について概要ということで、文科省が、これは別のことです。休日の部活動の段階的な地域移行を令和5年度以降、段階的に実施していくということを一応、概要としてうたっております。ただこれに向けて、また、まず人材ですね。霧島はまだ結構中心地になるからいいけど、小さいところとか、また、小さい学校の部活動が全部そういうふうには、外部的な指導者が、地域人材が活用できるかと言ったらすごく難しくなるし、それ以上にまた予算が伴うことになります。かつての話でいうと土曜授業になったとき、土曜日が休みになったときに、そのとき部活はどうするんだと最初あったら、社会教育のほうに移管していくというような形を最初はうたっていましたが、到底やはり出来なかったです。ただその中で、やはり専門もありますので、自分の出来ない種目を持ったりすることもあるので、外部コーチを使えるよというようなこともできて、その中でここによると、休日等にそういう人材活用するとかいうようなこともうたってますが、これがまた、いろいろ制度をしっかりとしないと難しいのではないかなと思われるところです。そういうようなところもありますけど、一応ガイドラインとして裏にあります。うちの学校もこれに全く同等のことをしてるんですけど、3番です。適切な休養日等の設定ということで、鹿児島県もこれを踏襲してやっておりますので、学期中は平常のときですね、週当たり2日以上休養日を設けるということで、平日は少なくとも1日、ノ一部活動デーというのを何かうたってる学校もあると思います。それに合わせて、土曜か日曜どちらかをすると。少なくとも1日以上を休養日とするということ。あと長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行うと。また、オフシーズンを設けるとか、お盆とか正月とか、もしくはもう大会の後とかですね、そういうところのオフシーズン。先ほど言いましたとおり、1日の活動時間は長くても平日では2時間程度、学校の休業日、土曜日曜とか休みの日については3時間程度とする。程度という言葉が出ておりますけど、だから練習試合なんかをする場合は、ちょっと、午前1時間、午後1時間とか変則になったりするかもしれませんが、程度という言葉がありますからそういうので、今、部活動のほうは動いている状況ですが、確実にでもその分については増えていくということになりますけど、そう

というようなことになります。続いて、最初に言った少人数学級の推進についての話です。ページ数はABCというふうにして書いてあります。次のところですね。少人数学級、これも文科省が平成24年に出した資料です。古いんですが、結局これは、前回、話をしたとおり、都道府県で小学校1年とか、小学校2年とか、先進校は中学校1年までとか、40人の学級定数を都道府県予算でカットしていたり、今年から国のほうが、順次、小学校2年から上げていくということになってますけれど、それが始まったのがこの平成24年のときで、そのときの資料です。1枚めくってBのほうです。全国連合小学校長会が、学級担任、保護者にアンケートをとったときの35人以下学級導入したときの、そのときの保護者、学級担任等の意見のところですよ。80%から97%後半ぐらいまで学習意欲の向上、きめ細かい指導の充実など、学習指導、生徒指導両面にわたって大きな効果があったのではという結果が出ているということです。24年度からは小学校2年生についても、鹿児島県もでした。全国の都道府県の予算等で、制度的な対応ではなかったものの、なったということで。この当時というか、この頃言われたのは、小1プロブレムという言葉が世間でいろいろ使われておりました。何かといたら、小学校1年生になった子供たちが1時間、小学校ですので45分授業だと思えますけど、そのとき、ずっといすに座っていることが出来ない。そして朝の4時間とかその間ですね。途中休み時間はあるけど。そういうところをやはり何とか出来ないかなということで、少人数のほうが小学校1年、2年のほうから入ってきた経過があるんです。次のページ、Cのところですね。少人数学級の検証効果というところで、ここです。これはすいません。これは検証ということで、指摘としては、でも、全国規模で見ると少人数学級の導入と学力水準との相関関係は見出せないという指摘の声もあったということです。費用対効果の面でも少人数学級による教員の増員よりも優先すべき政策があるのではないかと、指摘もあったということです。ただその中で。先日、宮内委員からの話もあったところに、これとつながってるかどうかちょっとわかりませんが、次、Dのところあけてください。各県の状況ということで、これ文科省の資料です。そのまま先ほどの資料全部ですから、つながってます。山形県の少人数学級導入後の学力の効果検証ということで、山形県は小学校から、小・中全て少人数をしたということで、「さんさん」というキャッチフレーズで取り組んでると思えますけど、2年、3年、4年、5年。これが導入前はこの状況でしたけれど、これが経験年数が上がっていくにつれて、導入後の黒のところですね。小5はちょっと落ちてますけど、上がっていったという追跡調査です。その下のほうは秋田県です。秋田県、東北のほうは結構言われたんだけど、学力検査がすごく成績が全国一位を続けてるとかいう話も当時あったんですが、秋田県の場合も全国学力学習状況調査結果が、全国に比べて秋田のほうがこういうふうになっているということで、これは小学校1年から3年、中学校1年を秋田のほうは導入してました。過去のことで、次、Eのページです。学習の面ではそうなんですが、今度は子供たちの生活の面ということで、大阪府の少人数学級導入後の効果検証ということで、欠席率です。欠席率がぱっと見て分かるとおりに、平成19年から下がってきているということ。この当時ですね。山形県は今度は少人数学級導入後の不登校の生徒の率です。全国ももちろん下がってはいるんですけど、山形のほうは更にそれから下がっているということです。Eのページの下のもたというところ、国立教育政策研究所も京都の話をしてるんですが、京都の話はグラフが次のページにあります。これは京都府の学力テストで、小

学校6年時に上位層になった子供の割合も、こういうふうに学習的な効果が京都府の報告から文科省のほうに上がっているというようなことで。以上のようなことで、その当時、少人数学級を導入することによって、学力面、そして不登校の生徒の数、欠席の数とか、そういうのが変化が出てきていると、好転しているということ。これはGのページには長崎の話も出ております。そういうような状況があって、霧島市でもどうかというところはちょっとこれデータはないんですけど、先程前回話したとおりの、児童生徒数が少なくなることで、担任のいろんな業務のところの、例えば欠席者の連絡確認をとったり、1回で確認がとれればいいんですけど、確認がとれないこともあったり。私も昨年学年の係をしてるときは、3回か4回ぐらいちょっと連絡がとれないと。ひどい場合は、朝、家は出たという話を親の職場に連絡したら聴いて、大きなことにならずに途中で帰っていたとかあるんですけど、全部その点は確認は出来たんですけど、そういうようなのをやはり対応するのは、担任一人で持つ生徒数が少ないほうがいいということ。単純ですけど、そういうようなことになって、少人数学級によってそういうようなこともあるし、学力のほうも、そういうことで、取り組むことができるというようなことになります。以上、ちょっと資料の説明で終わりますけれど、一応公的な資料、一つはベネッセのデータなんですけど、民間ですけど、一応ベネッセさんもいろんな文科省の委託事業でいろんな調査をして、その流れで各学校に調査をいろいろ毎年したりとかしています。そういうようなデータだと思います。以上で終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま陳情者の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑は陳情ごとに行います。まず、陳情第1号について質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

先生方も変形労働時間制に変わっていかれるということで、冒頭、御説明を受けたわけですが、今現在の先生方の就業規則と申しますか、普通の会社でしたら8時から5時とか、これを過ぎたら残業とかいろいろあるわけですけども、どういう規則の中で動いていらっしゃるのかをちょっと教えてください。

○陳情者（片野坂重浩君）

最終的には、各学校で5分早くなったり、その分は、就業が5分早くなりますので、うちの学校の例で言うと、8時15分から16時45分。7時間45分ですかね。ちょっと計算してみると。その中に休憩が45分入ることになるとは思いますが、ちょっと、ぱっと今報告するとそういうことで。そして、土曜日については、一応県の規則の下で各市町村ごとに、土曜授業を第2土曜日にするかしないかというようなことで、それぞれ学校とまた教育委員会が各自の下で。それである場合は、委員会に届け出て、委員会のほうがそれを承認するというような形がちゃんと決まりで決まっています。ただそういう中で、この45分休憩ですけど、この45分は極端なこと言うと、仕事を離れてもいいことになります。例えば、私用で郵便を出しに行ったりとか、銀行に行ったりということはしたりはするんですけど、ただ、そういう時間に、例えば——その空き時間がないときはそれに行ったりとか、若しくは、小学校の場合は子供たちと一緒に過ごしたりとか、中学校の場合も事務作業をしたりとか、完全な休憩にはなっていないところがほとんどだと思います。それプラス、一応公的には持ち帰り仕事はゼロということになってま

すけど、県のほうも、文科省のほうも、その点については一応調べることは出来ない、そういうことになってますので、ただ持ち帰りの仕事等があったりしますので、そういうことで、就業規則にはうたってありませんけど、その部分については4%ですかね、特殊業務手当っていうか、そういうのが昭和30年代ですかね。そのときに何か先生方の、全国調査をして、超過勤務の時間等を調べて、それを換算して、その4%という値が決まったというふうに私は理解してはいますが、それがずっと今続いているということになります。

○委員（仮屋国治君）

その4%は持ち帰り仕事に対しての4%ですかね。それとも、16時45分を過ぎた分の残業というものに対しての4%なのか、その辺を教えてください。

○陳情者（片野坂重浩君）

済みません。そののところまではしっかり教職調整額の経緯についてですね、一応そういうふうにして4%という値が出たんですけど、例えば、ストレスというか、意識的な面も含めてですので、4%もらってるから、さっき言った部活動なんかはしないといけないというようなことにはつながりませんので、絶対。ですので、とって部活動が入らないということではないんですけど。そういうところも含めての4%になると思いますが、そこはちょっと教職調整額の経緯等についてしっかり――昭和41年の勤務状況調査の結果を踏まえて、超過勤務時間相当分として算定してあると。この4%という文言が入っております。

○委員（仮屋国治君）

ということは超過時間分の残業手当というのは、ほかには出ないということですよ。その確認だけさせてください。

○陳情者（片野坂重浩君）

全くそのとおりであります。時間外勤務の手当というのにつきません。ただ部活動については、2時間か3時間を超える分については、といってもこれはもう土曜、日曜になると思いますんで、その分については何月何日のこういうことをしたということをちゃんと報告して、毎月、それについては法的な措置がついております。ただ、それ以下の場合にはつかないということになっております。これは、教員についてですね。教職員について。事務とかそういう方にはつきませんのでということになります。

○委員長（平原志保君）

ちょっと確認ですけど。いいですか、3時間超えたら付くということは、2時間の部活だったらつかないということですか。わかりました。

○委員（植山利博君）

前回も似たような趣旨の意見書を出してるわけですよ。あのときは、内容としては、陳情2号と陳情1号が一緒になったような内容だったと記憶をしています。その中から、余り急激な少人数学級を求めることに対して意見書を出すことには少し無理があるのではないかということで、1項目を外してですね、議会のほうでおおむねそちらから出していただいた陳情に沿った形で、若干は修正しましたがけれども、意見書を出したわけです。今回は、二つの陳情として意見書を別々に出してほしいという趣旨で、この陳情1号と、陳情2号が出されたと思うんですけれども、そのところの背景、どういう思いだったのか、少し説明をお願い出来ますか。

○陳情者（片野坂重浩君）

その2点についてですね、一緒にしてもよかったんですが、昨年とまた変わったのは、義務教育の標準法が改定になって、小学校のほうが、国の予算として35人の人数でということ、隔年やっていくということ。小学校まではですね。ということの状況がちょっと新しく加わりましたので、その点もあるので、大きく義務教育のことと、ここのところを、少人数学級、教職員、それはまた定数が減ることによって、教員の定数増にもつながりますので、ということで二つ趣旨を分けて考えたほうがいいのかと判断して、二つの陳情を出したわけです。

○委員（植山利博君）

私の感覚ですけれども、確かに、陳情1号と陳情2号は、それぞれ違う趣旨があると言えばあるんですが、学校教育の現場の先生方の働き方の改革、勤務時間が長いとか、それに対する手当がないとか、それから部活の取扱いとか、具体的には給食費の公会計であるとかということも示されておりますけれども、全体として1本にまとめてですね、この二つの陳情を受けて、議会として1本にまとめて意見書を出すことについてはどのような見解をお持ちですか。

○陳情者（片野坂重浩君）

陳情のこの2点については、十分、今回もまた説明の場を持っていただきましたので、議会のほうで、これ1本にまとめてもということがあれば、その点については、ちょっと前回も言ったんですけど、それは仕方ないというか、私としては賛同出来ますので、ということです。あと、文言等についても、人数を引き下げるとか引き上げるとか、表現がちょっと今、わかりますよね。40人を30人に数は引下げてますけど、制度的には細くなるから引き上げることにしますんで、そういう文言については、議会のほうでしっかり私は説明を十分したつもりですので、ただ伝わっているかどうかあるんですけど。お任せというか、解釈していただければいいと思っております。

○委員（植山利博君）

これまでも霧島市議会の一般質問の中で、小中学校の先生方の過重な労働条件というか、特に部活動をされている先生方が負担が大きいと。だから、指導をされる方を外部からお願いすべきではないとか、若しくは、今ここに出ている給食費の公会計ということは、もう合併当時からですね、もう再三、議員のほうも多くの方が言われてきております。ようやく霧島市も、国も、そういう方向で動き出そうとしておりますので、議会としても、義務教育の学校現場の先生方が非常に苛酷な労働条件の中にあるということは十分認識をしております。また、これはもう合併直後からですけれども、教頭先生になる人がいないと。校長になっていくには教頭先生をして、校長になっていかないといかんわけですから、その試験を受ける人がいないと。それで校長が無理やりお願いをして、その試験を受けてもらって、教頭になってもらうような、そういう一弁もあると。それぐらい、教頭先生の仕事は激務だというようなことも議会でも議論になっておりますので、趣旨としては十分理解しているつもりですので、それを一つの意見書として、これまでも再三、出してきておりますので、私個人としてはそういう取扱いをさせていただければというふうに思っているところです。

○委員（新橋 実君）

先ほど話ありましたようにですね、部活動等にしては、大分、前からすれば改善がされてい

るような感じがいたします。それで、ちょっとお聴きしたいのがですね、ちょっとびっくりしたんですけど、そのタイムカードの件やらですね、こういうのがまだ改善されてないというようなことですね、この辺は今後、予算措置をしてやるべきだと私も考えるわけですけども。あと今度小学校も、5、6年生が各教科ごとにやるとかいう話をもう聴いているんですけども、その辺の対応もですね、なかなかこの教科ごとの担当の先生が、それだけの対応ができるのかといったことも、いろいろと問題になってると思うんですけども、その辺についてはどういうふうに考えてらっしゃいますか。

○陳情者（片野坂重浩君）

小学校の教科担任制という話が去年、一昨年ぐらいからちょっと出てきて、ただ、学校現場では、ちょっと私、小学校籍じゃないですわかりませんが、なかなかどうなるんだろうかと不安な状況だと思います。小学校の教員の先生は、自分の研究する、主になる教科は何にするというのは報告してるんですけど、ただそれがしっかり各学校に配置されてるかどうかというそれはアンバランスだし、いざその授業担になるとしたら、いや、でも私これをするとか、というようなものもあるし、それが一つの例として出てくるのが英語だと思うんです。英語について小学校から導入するというので、すごく小学校の先生方、苦勞されているところもありますし、あと、ALTですね、外国籍の方が来て、小学校にも来てくださるので、すごくそれは助かってるということで、霧島でちょっとあるかどうか、私ちょっと存じてないんですが、私、理科です。奄美のところが、もうこれ事実ですので、朝日小学校、朝日中学校、朝日中の理科の先生が小学校にも行くという制度が、これちゃんと制度に則って、そういうシステムができるというふうになりましたので、やはり小中乗り入れの関係、あと小中併設校もあったり、何とか学園という学校もありますよね、今。そういう関係で制度はちゃんと満たしているんですけど。ですから、一緒に働いていた同じ知ってる理科の先生が小学校に行くことになったということだけど、でも、先ほど新橋委員が言われたように、小学校の先生だけで処理をするかということになったら、小学校でも理科専科という扱いがあるんだけど、それは理科を専門にその人は授業をしますよと。ただその人の了解の下ですので。全教科そういうふうに本当にできるかどうかということは、今の状況では全然、現場段階ではスタートもしてないと思います。不安な状況だと思います。

○委員（新橋 実君）

これもですね、もう近々もうやるような形で国のほうも考えてるような感じですので、その中で私は思うんですけども、この中学校は教科担任ですよ。小学校の場合は、担任の先生がもう全て学科を見るというような形になってるんですけども。だから、中学校の先生については、その教科担任だから、教科ごとに本当に今、あと、空いている時間があるのではないかなと思うわけですよ。やはり空いてる時間をいかにしてこの有効利用をしていくかということ、それなりに学校にはいらっしやっているような形で学校のためにいろんな仕事をされてると思うんですけど、その辺の利用というのはどういうふうな形でされてるんですか。中学校の先生として。

○陳情者（片野坂重浩君）

私の状況で、ちょっと日によって時間割の関係でアンバランスなんですけど、担任でない先

生方、2時間か3時間、3時間はほとんどないと思います。ある日もあると思いますけど、2時間ぐらい。でもそのとき私、例えば何をしてるかと言ったら、担任の先生と話して、担任がまた英語ですので、私の副担、2クラスなんですけど、英語ですので、英語は単語を書いたりとかいう宿題もあつたりしますね。それに、生活ノート、そして宅習というのをしてるので、もう到底三つは見れないです。英語のほうは自分の教えている全ての教科、なりますので。だから、私、一応宅習は私が見ますよというようなことをしております。そういうところはやはりその状況に応じて、担任、副担で、職員の連携でやっております。7月中旬ぐらいに市教委の訪問があつて、実は理科部のほうはですね、そういう去年の状況プラス、出来たら、補助員とか、実験なんかのときの段取りをする、例えば、薬品が足りなくなったら薬品を作ったりとか、もし、実験9班あると、その9班のところ半分から後ろを見たりとか、それを、3時間か4時間あるんですけど、学年に応じて。そのうち1時間はつこうねという時間割を組みました。でも大変です。でも、来ていただけたら実験のときすごく助かるんです。でも現有のまま、去年プラス、各学級分、私たちの学区が21クラスありますね。ただ、職員が5人いるから、私も4クラス見てますけど、4時間増えてるんですよ。ただずっと言っただけではいせんけど、ちょうど市教委訪問があつたときはちょうど実験だったんで、私も入って市教委の教育長も含めて、すごくそういう制度はいいよねと言いますが、私達はひーひー言っているんですよ。本当は。だからそこそこは、市の先生と連携をとりながらやっていると、そういうところを、ただこれが全部かどうかっていうとまたいろいろありますけど、例えば休んでる先生もいっちゃったりとかいろいろあるもんだから。理科部としてはそういうふうにして、今年1クラス分ぐらいは頑張ってるけど。ただ、ごめんちょっと生活ノートがもう学期末だからということで、担任の先生の仕事はパスされたりとか、というようなお互いの連携をしあつたりとか、そういうところいろいろ工夫をしたりして、やはり勤務時間内ですので、ただほかの校務もありますので、それをしたりとかというようなこともありますので。空いてる時間だから、何かほかのことをする。ほかといたら勤務以外のことは出来ませんので、そういう状況です。

○委員（宮内 博君）

今日はですね、前回、先生のほうから、説明に活用できる資料が少なかったということで、それを、今回、加えていただいて。特にその少人数学級を先行して実施をした山形県であるとか秋田県であるとかですね。そういう具体的な取組を既にやっていると、効果、学習面、あるいはそのいじめとかですね、そういうものについても数的にこれが既に検証されているということで、より私自身もですね、理解を深めることが出来ました。それで少人数学級については萩生田文科大臣自身も、中学校・高校に急いで広げなきゃいけない問題だというふうに言ってるので、そういう方向で、ちょっと地方からもこういったこの意見書を提出するというので、促進につながるのかなと、そんなふうには思っているんですけども。一つお尋ねしたいのはですね、陳情書の中にあります、特別支援学級の在籍児童生徒数の人数を交流学級の在籍数としてカウントをしてもらいたいと。ここがですね、教育委員会として少し難色を示しているんですけど、その辺のあえてここをこのような形で文章化して取り入れてもらいたいというふうにしたその辺の経過等について、少し補足して説明い

ただけませんか。

○陳情者（片野坂重浩君）

特別支援学級在籍児童生徒の人数を、交流学級の在籍数としてもカウントすることということで、これも統計上の人数のことになるんですけど、含むという形になるんです。今の状況では特別支援学級在籍生徒の人数は、学活とか例えば中学校の場合は、例えば実技教科なんかを多人数でやったほうがいいですので、親学級という表現もあったりとかしたりするんですけど、交流学級に入ってしたりするんですけど、そここのところにもカウントしてほしいということになります。今、宮内委員からの話のあったとおりです。その点の理由として、これはうちの学校だけじゃなくて、特に大きな学校、小学校で言ったら天降川小もそういう話を聞いたんですけど、結局今、今度35人学級になるとしても、特別支援学級の生徒は入ってない人数なんです。そしたらそういう活動をするときになって、今は、今回は40人学級でしてたのが35人になるかまだいいですけど、37人とか36人とかなったりするんですよ。多くなるんです。だから、これ去年までだったら41人、42人とかいうふうになって、もうすごく多くなってしまって、極端に言うともう本当、学級がもう机いっぱいになってしまうというような状況があって、そういうところも含めて、そういうのがやはりわかってほしいなというような趣旨が第一だと思いますので、そういう意味です。

○委員（植山利博君）

だから、今の関連ですけど、そういうことなわけですよ。だから、今までは40人でやって、本来は40人の中にいる、特別支援の子供たちが別な教室でいつもは授業をしているんですけど、一緒に交流授業をするときに入ってくると、40何人になるから、これを40何人でカウントすれば、また二つに割らないといけないということになるから、更に少人数学級数が増えるということなんですね。そうするとですね。今現在、私もここ今聴こうと思ってたんですけど、現在は、今、天降川小の例を出されましてけれども、特別支援学級が増えてきてるわけですよ。というのは、小さな時から特別支援が必要な子供たちの検証というか、進んできてるから、今までは見過ごされてた子供たちもしっかりその対応ができるようになってきたと。そのことによって増えてきてるわけですから。そうするとそれをまた更に分けるとなると、教室数が非常に少ないわけですよ。今回も天降川小学校がプレハブの特別教室をつくるように予算も出てきてます。だからそういうことで、少人数学級をつくることは、子供たちにとっても先生にとってもいいことはいんだということは十分認識をしてるんですけど、それに伴う予算をどうするかということなんですよ。それと同じことなんですけど、この陳情書の2項目目、複式学級の基準を見直し、単式学級の児童生徒と同様に学習するようにすることというのがありますがけれども、これは平たく言うと、複式学級をなくせという意味ですか。要するに、複式学級の子供たちも単式学級のような教育を受けられる環境をとということですので、複式学級を解消して、それぞれ単式の学級でやりなさいというふうに受け取れるんですけど、そういう理解でいいですか。

○陳情者（片野坂重浩君）

この複式学級のところについては、極端なこと言うとそういうことになりますが、極端なこと。これはもう極端例ですので、やはりそれにやはり段階があると思いますので、まずは、人

数を少しでも少なくしてほしいということだと思いますので、そういう理解でもらえると思います。また、前段のほうの予算を伴う点、これについては私もここに書いていいのかわからず迷ったところなんですけど。やはりきめ細かな状況とすると、例えば今教室の話もあったし教材も必要です。私たちの理科の話も、2クラスしか理科室はないんです。ところが理科の職員が5人いるんですよ。そしたら、5人一緒のときはめったにないです。4人というのがあるんですよ。そのときに、今年はもう仕方がないからということで、ある先生は、玄関のところで、一応うちの学校では、移動式のカセットコンロのような物を理科のちゃんと備品に載ってるんですけど、そういうコンロがあるんです。理科室では使う必要ないんですけど、理科室で使うときは、汚れたりするときにそれを使ったりするんですけど。それを玄関のフロアのところで使って、白い粉を燃やす実験をしたんです。学級でしたら、学級に煙が出たり、においが残ったり、下にこぼれたりするので、去年はもう私たちはもう授業を入替え、入替えが出来ないときは後に回して、結果から先にやってから、実験は後からするとかですね。演示実験を先にするとかしたんだけど、今回、その先生はもう別のところで教室外のところでやりました。そういうようなところでいろいろやはりその予算を伴うものについては、私、最初に言ったのはここにやはりこの制度とか制度変更に伴うものについて、都道府県に特別の予算をつけてほしいとかいうようなのも本当必要なかなあと。必要なんです、事実。そういうことを思ってるんですけど、ここはまた審査してもらえればいいし、また来年度するとなったらそういうのも、文言も私、入れるべきだと思いますので、全額施設なんかのことについては、ほとんどもう市町村の市のお金になるわけですよ。施設については。ですので、そういうところはやはり大変なことになると思いますので、そういうことも見据えて国のほうはやはり取り組んでほしいというのも思っております。

○委員（植山利博君）

だからですね、全てこういうふうになっていけばいいなどは私も思うんですよ。ただ、職員の先生方の数の確保であるとか、教室の整備であるとか、また、その複式学級を、本当に二、三人しか、1学年に3人、4人しかいない学校をですね、本当にその単式学級のように別々で、授業をすることが可能なのか。そういうことを考えると、私個人としてはですね、例えば1についても、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。これは今、宮内委員が言われたように、国もそういう方向を見据えてるわけです。小学校までは段階的に35人にすると言ってるわけですから、ただ、中学校についても、私であれば、可能な限り早急に実施することというような表現であればですね、十分理解ができるんですけど、ただ、早急にという言葉に少し違和感を覚えたり、2と3についても表現を幾らか変えないとちょっとこのままではですね、私としては違和感を覚えるということ。だからその辺の文章の手直しを、これは委員会の総意ですから、今ただ私の思いを言ってるわけで、委員会の皆さんと後で協議をすることになると思いますけれども、その辺の若干の言い回し等についてはですね、私はそういうふうに思っておりますけど、それについてどんな見解をお持ちですか。

○陳情者（片野坂重浩君）

それについては、もう前回、先ほど、その前話したとおり、よろしく願いいたします。検討ください。

○委員（仮屋国治君）

頂いた資料の一番最後のHのところですね、とても入りやすい文言が書いてあるんですけども、陳情の1, 2, 3番というのはやはりそれ行けどんどのところがちょっとあるものだから、なかなか私どもも踏み込めないでいるわけですけども、こちらの資料のほう見ますと、教育の機会均等と水準確保の観点から国の責任において中学3年生まで35人以下学級実現することができる教職員定数の改善を行うことが必要であるとなっておりますけれども、この辺のところは妥当な線なのかなあと。それに含めて陳情の2番, 3番というところは、やはり教職員定数の改善ということで、くくりが出来ないものなのかなというようなふうに思うわけですけども、一つ陳情に高等学校が入ってる部分のところの趣旨といいますか、その辺のところ何か特別にありましたらお知らせいただけませんか。

○陳情者（片野坂重浩君）

これ、平成24年の文科省の資料です。結局この平成24年からというわけではないですけど、文科省のほうはやはりこういう教育を目指してということで、文科省のほうも予算を伴うので、財務省との間ですごくやってきて、今回やっと今年小学校のほうがまず実現出来たということです。あとあった、ここの文言使うというか、そこはもう委員会のほうで検討してください。高等学校についても、前回、霧島の場合は国分中央高校もありますので、私としては、高校が、話をしたかもしれないけど高校に希望していかない。希望してというか、行きたくないという子もいるので、その子もやはり認めた上で、義務教育の流れの進学率になっていますので、そういう意味で高等学校も含めて考えてほしいなということを含めて、私としてはいるところです。

○委員長（平原志保君）

はい、ほかにないでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

では、陳情第1号は終わります。次に、陳情第2号に入ります。質疑はありませんか。

○陳情者（片野坂重浩君）

2のどこについても、義務教育費国庫負担制度ということで、これやはり予算についてのことでですので、やはり市の財政というのに負担をかけないようなということも意味を含めておりますので。

○委員長（平原志保君）

では、ほかに質問ないようなので、以上で、陳情2件についての質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時58分」

「再開 午後 2時00分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案処理

△ 陳情第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長（平原志保君）

それでは陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、自由討議に入ります。御意見ありませんか。

○委員（植山利博君）

今日の質疑のやりとりから考えればですね、陳情第2号は大体、おおむねこの文書をこのまま使ってもいいのかな〔陳情1号で〕との声あり。いや、だからもう1号も2号も一緒に1本にまとめるという見解で今、ものを言ってるんですよ。二つを別々に出すということではなくて、二つを一つにまとめて、その教育の在り方についての霧島市の陳情として提出してはどうかと。そのことも、陳情者に問うたら、それで結構ですということでしたので、私としては、陳情1号と陳情2号を一つにまとめた形で意見書を作るというふうに、まず提案をしたいと思います。

○委員（宮内 博君）

前回、この陳情書のときにも申し上げたところでありますけれども、日本のいわゆる国内総生産に占める教育予算というのは、比較可能な世界35か国の中で最下位だというふうに言われているわけですね。ですから、今回陳情書に出されているのは、当然、国の施策とも深いかわりを持つというものでもあるんですけれども、やはり一つは、財源をどういうふうに使っていくのかという根本的なことが問われてくる、そういう内容でもあるのかなというふうに思うんですね。少人数学級をできるだけ早く中学校・高校まで広げてほしいというようなことなどに象徴されるようなですねことについてもそうでありますし、複式学級の見直しについても、あるいはその特別支援学級の子供たちの数の件についてもですね、いずれもその財源を伴うものであって、現場にいらっしゃる先生方からは、そういう思いが切々とやはりこう反映されている中身になっているのかなと思うんですね。ただ、現にその管理をしている教育委員会からすれば、困難な側面もあるというような回答もなさっていらっしゃいましたけれども、やはりその現場の声がいかにか反映できるかという観点でですね、私はこの陳情書を扱うべきだというふうに申し上げておきたいと。

○委員長（平原志保君）

はい、ほかはないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、自由討議を終わります。

○委員（植山利博君）

だから、討論に入る前にですよ、これをどう扱うかと。私は二つを一つにまとめてどうかと言ったわけだから、ほかの委員の方は、いや、やはり別々がいいと言われるのか、そこを順番に踏んでいかないと。

○委員長（平原志保君）

はい、わかりました。その前にですね、まずこの陳情を採決するかしないか、それをやった

後に意見書を出すか出さないかになると思うんですね。ですから、意見書を今出す前提で植山委員はお話しされていますが、出すか出さないかもまだ決まってないわけですから、まず採択するかしないかを決めないと。そのあとの話ですよ。休憩します。

「休憩 午後 2時03分」

「再開 午後 2時09分」

○委員長（平原志保君）

休憩を終わります。自由討議も終わります。それでは討論に入ります前に、この審査をまず採決するか、継続審査するかをお諮りしますけれども[「もう継続しない」との声あり]、継続しない、もう採決でよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは採決することに決定しました。それでは陳情第1号についての討論に入ります。討論ありませんか。

○委員（植山利博君）

私は、陳情第1号について反対の立場で討論を行います。確かにですね、学校現場の教職員の方々の労働条件、非常に苛酷なものがあるということは、もう重々認識しております。国も小学校については、段階的に35人学級を実施するということが明言されております。ただ、ここにある項目1の中で、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施することということにはですね、私としては若干違和感を覚えます。これには相当の財源も掛かるし、教職員の確保、教室の確保、整備、そのようなことから、早急にということ霧島市議会として求めることはいかがなものかと。次に、複式学級の基準を見直し、単式学級の児童生徒と同様に学習できるようにするということが、この文章からそのまま受け取ると、複式学級をやめなさいと。それぞれ学年ごとに単式で授業をすべきだというふうに読み取れますので、このことも、ちょっと今の段階では無理があるというふうに思っております。3番目の特別支援学級の在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてカウントすることということは、今後はそういう方向に行かなければならないのだろうと。しかも40人学級が35人学級になっていくわけですから、小学校においては、一緒に交流学級の在籍数としてカウントしていくことは可能になっていくんだろうと。このことによって、教室を増やしたりする必要はないのではないかなというふうに思いますので、このことは理解ができるというふうに思います。ただ、先ほど言いましたように、1と2については違和感を覚えますので、この陳情については不採択とすべきだということを申し上げて、私の反対討論といたします。

○委員（宮内 博君）

私は陳情第1号についてですね、賛成の立場で討論に参加をさせていただきたいと思っております。本陳情書は、本年3月に成立をした改正義務教育法の中で示されている、小学校、全学年の学級規模の一律引上げを行うという、40年ぶりの改定を受けて、早急に30人、35人学級を、小中学校にも広げる、このことを求めているところでもあります。コロナ禍の下で、子供たちに行き届いた教育をという、全国的なこの署名運動もこの間広がりがまして、短期間のうちに、20万人近くに広がったとの報道もされているところであります。今回、実施をされました改正義務

教育法は、小学校だけ5年間をかけて実施をするという不十分なものであります。体が大きく思春期の中学生や高校生にもですね、早期に少人数学級を実施することが求められてるといふふうに思います。萩生田文科大臣も公式の見解の中で、取りあえず35人の第一歩を踏み出すけれども、やはりそれは少人数学級にしたほうが子供たちの学びがよくなる。学校が楽しくなる。子供たちが明るくなったよねと評価をいただいて、その成果を中学、高校へとつなげていくことが必要だと思っていると、こういう発言をしている経過もありますので、それらのことも踏まえた陳情書の中身になっているのではないかというふうに思います。同時に、この複式学級の問題でありますとか、特別支援学級の問題等につきましても、大きなおおもとの問題というのは、財源をいかに確保するかということに尽きるというふうに思います。実際に、OECD諸国の比較可能な35か国の中で、国内総生産（GDP）に占める割合は、日本が2.9%と35か国中最下位であることが経済協力開発機構が2019年9月10日に発表した調査結果におきましても明らかになっているところでもあります。いかに財源を教育に回すか。そのことが問われている問題でもあり、直接には国の施策に関係するものでもあると思いますけれども、地元の自治体から、そして議会からこういう意見を国のほうに上げるというのは、極めて有意なものだといふふうに思います。そういう立場から本陳情書は採択をすべきだということを申し上げておきたいと思っております。

○委員（仮屋国治君）

自由討議で申し上げるべきだったかもしれませんが、陳情者の趣旨を捉えますと、趣旨採択として、文言を訂正のうえ意見書を提出するというところで、趣旨採択でこのところはやってはどうかというふうに思います。

○委員長（平原志保君）

趣旨採択の話が出ましたけれども。皆様にちょっとお諮りしたいと思うんですけれども。休憩にします。

「休憩 午後 2時16分」

「再開 午後 2時23分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにはないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは討論を終わります。採決します。陳情第1号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者1名として、起立少数と認めます。したがって陳情第1号は不採択とすべきものと決定しました。

△ 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の堅持をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長（平原志保君）

次に、義務教育費国庫負担制度負担率の堅持をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について自由討議に入ります。御意見ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないですか。以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります前に、この陳情をこのまま採決するか、それとも継続審査にするかについてお諮りします〔「異論はないから採決」との声あり〕。では、採決することに決定しました。これより、陳情第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

先ほど、陳情第1号の中でも申しあげましたように、本件は地方財政を確保した上で義務教育費の国庫負担制度堅持をするという内容が一本であります。先ほど申しあげましたように、2019年度に経済協力開発機構(OECD)が発表した調査結果では、GDPに占める初等教育から高等教育への公的支出が比較可能35か国中、日本は最下位であるとの報告がされている経過がございます。この現実と照らし合わせましたときに、陳情書が求める財源措置は、世界的な動きから見ても当然のことであるということをお願いして、本陳情への賛成討論といたします。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。陳情第2号について採択することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

全会一致で、陳情第2号は採択すべきものと決定しました。ただいま採択すべきと決まりました陳情第2号については、会議規則第14条第2項の規定により、8月31日の本会議において、文教厚生常任委員会委員長名で意見書を提出に関する議案を提出することになります。裏面の意見書案の内容についてはいかがでしょうか。修正すべき箇所などの御意見はないでしょうか。裏面を見ていただけますか。

○委員（植山利博君）

今、陳情第1号は不採択となりました。ただ、この陳情第1号の趣旨としてはですね、十分理解が出来、少人数学級を推進することは子供たちの教育環境の整備、また、子供たちの情操教育や不登校などに大変効果のあるものだというふうに思いますので、陳情第1号の文章を委員の皆様が理解できるような形で整えた上で、陳情第2号と併せて提出をする意見書として、当委員会の意見書として提出したらいいのではないかとお願いしたいと思います。

○委員（宮内 博君）

陳情第2号は精査が必要な部分というのは、今のところ、ここだという指摘をできる部分はないかと思うんですけど、内容については正副委員長に調整をお願いしてですね、これに基づいていただければよろしいのではないかと思います。

○委員長（平原志保君）

では、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

提出先については、意見書案は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣となっていますが、このとおりでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

はい、ではそのようにいたします。本会議の趣旨説明は委員長が行いと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

では、戻りますけれども、先程、陳情第1号は不採択となったわけですが、自由討議等の中で、趣旨は理解できるという御意見が多くあったわけですが、こちらの委員会として意見書を出すということに対して、まずお諮りしたいんですが。そのような御意見がありました。意見書を出すことについてはどのように皆様お考えでしょうか。意見書を出したほうが良いと思う方は、御起立願います。陳情第1号です。2号は終わったので1号です。

〔賛成者起立〕

全会一致で。意見書を提出したいと思えます。そうしますと、この内容なんですけれども、ただいま意見書を提出することになりましたが、内容についてはいかがいたしましょうか。御意見をお願いいたします。休憩します。

「休憩 午後 2時30分」

「再開 午後 2時33分」

○委員長（平原志保君）

再開します。意見書を提出するというところで、その文言は、こちらの委員長、副委員長のほうで調整いたしまして、たたき台として次の委員会の時までには皆様にお示しするというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは宛先ですけれども、提出先については、意見書（案）では、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣となっていますが、このとおりでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

では、そのようにいたします。また、本会議での趣旨説明は、委員長が行いたいと思えますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

では、そのようにしたいと思います。そうしますと、次の委員会の日程ですけれども、こちらのたたき台を皆様に見ていただく日にちをとりたいと思えます。9月の委員会でこちらのたたき台を作りたいと思えます。それでは初日の本会議の後などちょっと予定を確認したいと思えます。申し訳ございません。これですね、初日の8月31日の本会議において予定されていました。スケジュールを変更してもらうように調整してもらいます。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（平原志保君）

次に、委員長報告ですが、ただいまの御意見を集約して報告することによろしいですか。何か付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

はい、かしこまりました。では、以上で審査のほうを終わります。

△ その他

○委員長（平原志保君）

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようなので、本日の日程は全て終了しました。これで本日の委員会を閉会します。

「閉 会 午後 2時35分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保